

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限り。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限り。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ (略)</p>

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア イ以外のもの 1装置ごとに月額	383,142円
		イ 専らI P電話の提供の用に供するもの 1装置ごとに月額	465,054円
(10) 一般収容局ルータ優先パ	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラ	ア SIPサーバを用いて制御するもの 1チャンネルごとに月額	1.95円

新

第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限り。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限り。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ (略)</p>

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア イ以外のもの 1装置ごとに月額	350,395円
		イ 専らI P電話の提供の用に供するもの 1装置ごとに月額	440,104円
(10) 一般収容局ルータ優先パ	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラ	ア SIPサーバを用いて制御するもの 1チャンネルごとに月額	1.81円

ケット 識別機 能	ス及び優先クラス に対応した転送優 先度識別子を設定 したIPパケット をいいます。以下、 同じとします。)等 を識別する機能	イ 優先クラス を識別するもの	1契約数ごとに 月額	2,16円	
		ウ アイ以外の もの	1装置ごとに月 額	7,909円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 閉門系 ルータ 交換機 能	閉門系ルータ で接続する場 合における当 該閉門系ルー タにより通信 の交換を行う 機能	ア 第5条(標準的な接続箇 所)第1項の表中第7欄で 接続するものうちPPP 方式で接続する場合	1装置 ごとに月 額	175,453円	——	
		イ 第5条(標 準的な接続 箇所)第1項 の表中第7 欄で接続す るものうち IPoE方式で接続 する場合	(7) 東京 都内の設 置場所にお いて接続する場 合	月額	14,761,667円	平成30年4 月1日時点 からIPoE接続を利用している 協定事業者 に適用しま す。
			(イ) 千葉 県内の設 置場所にお いて接続する場 合	月額	2,900,583円	平成30年4 月1日以降 当社の準備 が整った時 点からIPoE接続を利用している 協定事業者 に適用しま す。

ケット 識別機 能	ス及び優先クラス に対応した転送優 先度識別子を設定 したIPパケット をいいます。以下、 同じとします。)等 を識別する機能	イ 優先クラス を識別するもの	1契約数ごとに 月額	2,01円	
		ウ アイ以外の もの	1装置ごとに月 額	7,260円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 閉門系 ルータ 交換機 能	閉門系ルータ で接続する場 合における当 該閉門系ルー タにより通信 の交換を行う 機能	ア 第5条(標準的な接続箇 所)第1項の表中第7 欄で接続するものうちPPP 方式で接続する場合	1装置 ごとに月 額	228,754円	——	
		イ 第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 7欄で接 続するもの のうち IPoE方式で接 続する場 合	(7) 東京都 内の設置 場所にお いて接続 する場合	月額	15,339,333円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。
			(イ) 千葉県 内の設置 場所にお いて接続 する場合	月額	2,953,667円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。

			(ウ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,041,250 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点から I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,085,000 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点から I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,856,917 円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

			(ウ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	2,996,833 円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,040,083 円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,771,000 円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	月額	2,760,833 円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,250,000円	_____
--	--	-----------------------------------	-----------	------------	-------

2-4の2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	197,917円	_____

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)

		(イ)青森県内、岩手県内、宮城県内、秋田県内、山形県内及び福島県内の設置場所において接続する場合	月額	2,803,750円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ク)群馬県内、新潟県内、山梨県内及び長野県内の設置場所において接続する場合	月額	2,760,833円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,208,333円	_____

2-4の2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	196,458円	_____

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)

(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能	—
	イ～ウ（略）	

(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	—
	イ～ウ（略）	

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年6月25日から実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日、第2項、第3項及び第5項については平成31年1月1日に遡及して適用します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ(カ)～(ク)欄については当社の準備が整い次第、実施します。

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

2 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能（以下、本附則において本機能といいます。）を利用しているものとみなします。

区分		備考
IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限り。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能	—

3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

4 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第3項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるものとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。

5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。

6 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から6ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄又は同ア欄における本機能相当の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能をそれぞれ同ア欄又は本機能に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

技術的条件集別表 2.6.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE 方式)

2. 下位層 (レイヤ 1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause 49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause 82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

技術的条件集別表 2.6.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE 方式)

2. 下位層 (レイヤ 1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause 49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause 82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠